

## 加盟店規約改定に関するお知らせ

2018年6月1日の「割賦販売法の一部を改正する法律案（改正割賦販売法）」施行に伴い、弊社では「加盟店規約」の改定を予定しております。主な改定点は以下の通りとなります。

	項目	改定区分	主な改定内容
改正割賦販売法施行に伴う改定項目	1 加盟店	改定	「契約日」を明確化するための文言を追加致しました。
	2 定義	改定	「実行計画」(*)、「カードの会員番号等」、「立替払」の定義を追加致しました。実行計画とは、不正利用防止のために加盟店様が取るべき措置やその実施期限等について「クレジット取引セキュリティ対策協議会」がとりまとめたものです。
	3 表明・保証	改定	加盟店様による法令等の順守を確保するため、表明保証の対象事項に、本規約の重要な規定を順守する体制が整備されていること等を追加致しました。
	4 信用販売の方法	改定	改正法に基づき、加盟店様は、実行計画に掲げられた措置等を講ずることが求められるため(法35条の16、35条の17の15、監督の基本方針Ⅱ-2-2-5-1)、実行計画に掲げられた措置等を講じてカード決済を行う必要がある旨の規定を追加致しました。
	5 不正利用等発生時の対応	新設	加盟店様は、不正利用が発生した場合、改正法に基づき、是正及び再発防止策を策定・実施すること等が求められるため、経済産業省が定めた「クレジットカード加盟店契約に関するガイドライン」(「加盟店契約ガイドライン」)の条項を参考に、これに対応する規定を新設致しました。
	6 不正利用被害の負担 (対顧客売上の加盟店規約のみ)	新設	加盟店契約ガイドラインを参考に、加盟店様が本規約で定められた手続きによらずにICカード取引に係る信用販売を行って不正利用が行われた場合、当社が立替金の支払を拒み、又は支払済みの立替金の返還を請求できる旨の規定を新設致しました。
	7 加盟店の禁止行為	改定	禁止行為が行われないよう、加盟店様にて体制整備を行う必要がある旨の規定を追加致しました。
	8 カードの会員番号等の適切な管理	改定	加盟店契約ガイドラインを参考に、カード番号等の適切な管理、及び、カード番号等の漏洩等が発生した場合の対応等についての規定を追加致しました。
	9 委託の場合のカードの会員番号等の適切な管理	改定	加盟店契約ガイドラインを参考に、委託先によるカード番号等の適切な管理を確保するための基準、及び、加盟店様が講ずべき措置についての規定を追加致しました。
	10 調査	新設	加盟店契約ガイドラインを参考に、カード番号等の漏洩が発生した場合などに、当社が加盟店様に対して調査を行うことが出来る旨を規定致しました。
	11 是正計画の策定と実施	新設	加盟店契約ガイドラインを参考に、カード番号等の漏洩が発生した場合などに、当社が加盟店様に対して是正計画の策定・実施を求めることができる旨を規定致しました。
	12 届出事項の変更等	改定	改正法に基づき加盟店調査義務に対応するため、加盟店様による変更届出義務の対象となる事項に、「法人番号」、「URL」、「メールアドレス」などの項目を追加致しました。また、加盟店様の変更届出をお忘れになる事態に対応するため、一定の場合に、当社が変更届出があったものと扱うことができる旨の規定を追加致しました。
	13 契約解除等	改定	調査権等の規定の実効性を担保するため、契約解除事由に、調査に対する報告等の義務違反を追加致しました。
	14 <加盟店情報等の取扱いに関する同意条項>	改定	当社が加盟する「加盟店情報交換センター」の業務内容変更に伴い、共同利用の目的、共同利用される情報の範囲、共同利用の範囲、登録される期間について改定致しました。
その他の改定項目	1 広告の作成	改定	加盟店が広告を行う場合の当社への(事前)届出義務の規定を削除しました。
	2 信用販売の方法	改定	障害発生時等にOAT等によらずに信用販売を行う場合に、「3万円」を上限として取引承認不要としていましたが、不正利用防止の徹底のため、当該条項を削除致しました。障害発生の有無に関わらず、全ての取引において取引承認の取得をお願い致します。 2回払い・分割払い・ボーナス払いの取扱時の取扱金額を「1万円以上」に限る旨の条項を削除しました。 売上伝票の項目の名称として「売上日」、「取扱日」、「利用日」が混在していた為、「利用日」へ統一しました。
	3 立替払等、他規約全般	改定	ブランドデビットカードやプリペイドカードなど多様な決済サービスに対応するため、当社・加盟店・会員の三者間の決済にかかる契約構成を、これまでの債権譲渡構成から立替払構成へ変更致しました。加盟店様の運用に変更はございません。
	4 信用販売の円滑な実施	改定	「商品またはサービス等を複数回にわたり引渡または提供する場合において」信用販売(債権譲渡)後に、商品等の提供不能などの加盟店の事由により、解除(キャンセル)を行う場合には、当社に届出を行うもの、としていましたが、上記「」内の限定文言をはずしました。一回きりの商品販売・役務提供の場合にも、信用販売後に加盟店の事由により解除(キャンセル)を行う場合は、当社へご連絡をお願い致します。
	5 営業秘密等の守秘義務等	改定	当社又は加盟店様が、相手方から開示された営業秘密等を第三者へ提供する場合は同意取得に際し、「書面による」ものとしていましたが、その文言を削除致しました。口頭での同意取得もお互いに可能とする趣旨です。
	6 規約の変更、承認	改定	民法改正により規約変更についての規定が設けられたことを受けて、当該規定による規約変更が可能となるよう文言を追加すると共に、規約変更に際し、個別の通知による方法だけでなく、当社ウェブサイトにおける周知の方法による変更も可能とすべく手当致しました。